

船橋市議会議長賞の交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の教育、文化、芸術、スポーツ、地域経済等の振興又は地域コミュニティの活性化を図るため、法人その他の団体が主催する大会、催し、事業等（以下「事業」という。）に対する船橋市議会議長賞（以下「議長賞」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付基準)

第2条 議長は、市の施策の推進上有益であると認められる事業について、議長賞を交付することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、議長賞を交付しないものとする。

- (1) 船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条例第2号に規定する暴力団員、同条例第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者と関係がある事業又はそのおそれのある事業であると認められるとき。
- (2) 営利を図る目的とする事業であると認められるとき。
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業であると認められるとき。
- (4) 公共の秩序又は風紀を乱すおそれがある事業であると認められるとき。
- (5) 議長賞を交付することにより市民に混乱を招くおそれがあると認められるとき。
- (6) その他議長賞を交付することが適当でないとき。

(交付の申請)

第3条 議長賞の交付を受けようとする主催者（以下「申請者」という。）は、当該事業を実施しようとする日の原則30日前までに、船橋市議会議長賞交付申請書（第1号様式）に事業に関する資料を添えて、議長に申請しなければならない。

(交付の決定等)

第4条 議長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、議長賞の交付の決定（以下「交付決定」という。）をした場合は議長が認める物品等の交付を行い、議長賞の不交付の決定をした場合は船橋市議会議長賞不交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第5条 議長は、前条の規定による交付決定後に、事業内容が第2条に規定する交付基準に適合しない事実が判明した場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

2 議長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、船橋市議会議長賞交付決定取消通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（物品等の返還）

第6条 議長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合又は事業が行われなかった場合は、既に交付した物品等を申請者から返還させるものとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

船橋市議会議長賞交付申請書

船橋市議会議長 あて 年 月 日 船橋市議会議長賞の交付に関する要綱第2条に規定する基準を満たすため、以下のとおり議長賞の交付を申請いたします。	
	申請団体の 代表者職氏名 <hr/> 担当者名 <hr/> 担当者連絡先 <hr/>
申請団体名	
団体もしくは代表者所在地	
事業名称 (大会、催し等)	
開催趣旨	
開催日時	年 月 日
開催場所	
参加予定 人数	
交付希望物品 (数量)	
受取希望期日	年 月 日
備考 (賞状記載日等)	
併せて事業に関する資料（事業概要、団体役員の名簿、事業収支予算案等）を添付してください。 ※賞状を希望する場合で、希望の文案がある場合には、当該文案を別途添付してください。	
カップ等の プレート彫り文字	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <div style="text-align: right;">贈 船橋市議会議長</div>

第2号様式

船 第 号
年 月 日

様

船橋市議会議長

印

船橋市議会議長賞不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました議長賞の交付について、下記のとおり不交付決定しましたので、通知します。

記

事業名称	
理由	

船 第 号
年 月 日

様

船橋市議会議長

印

船橋市議会議長賞交付決定取消通知書

年 月 日付けで申請があり交付決定しました下記の事業に対する議長賞の交付の決定を取り消しましたので、通知します。

記

事業名称	
理由	

※交付された物品等は速やかに返納してください。